



キッチンから、笑顔をつくろう

第68回

定時株主総会招集ご通知

開催日時 2021年6月25日（金曜日）午前10時30分

（受付開始：午前10時）

※本年度は、昨年度と開会時間及び受付開始時間を変更しております。

開催場所 東京都荒川区荒川1丁目1番1号

サンパール荒川 大ホール

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日までの感染拡大の状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願いいたします。

目次

第68回定時株主総会招集ご通知 1

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件 4

第2号議案 定款一部変更の件 5

（添付書類）

事業報告 6

連結計算書類 30

計算書類 33

監査報告 36

クリナップ株式会社

証券コード 7955

証券コード7955
2021年6月3日

株 主 各 位

東京都荒川区西日暮里6丁目22番22号

クリナップ株式会社

代表取締役 社長執行役員 竹 内 宏

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第68回定時株主総会を後記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使のご案内」にしたがって、2021年6月24日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

議決権行使のご案内

郵送（書面）による議決権行使の場合

郵送



同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

**2021年6月24日（木曜日）
午後5時30分到着分まで**

インターネットによる議決権行使の場合

インターネット



3頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

**2021年6月24日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで**

株主総会会場での議決権行使の場合

会場受付にて
ご提出



当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

**2021年6月25日（金曜日）
午前10時30分**

機関投資家の皆様へ

上記のインターネットによる議決権の行使のほかに、予め申し込みをされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

記

1	日 時	2021年6月25日（金曜日）午前10時30分 （受付開始：午前10時） ※本年度は、昨年度と開会時間及び受付開始時間を変更しております。
2	場 所	東京都荒川区荒川1丁目1番1号 サンパール荒川 大ホール （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3	目的事項	報告事項 - 第68期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 - 第68期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件
4	議決権行使に関する事項	書面並びにインターネット等による議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。 また、インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。 代理人による議決権行使 当社定款の定めに基づき、株主様は、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

※当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※次の事項につきましては、法令並びに当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://cleanup.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

1. 連結計算書類の連結注記表
2. 計算書類の個別注記表

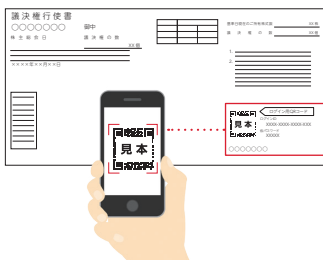
※株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://cleanup.jp/>）に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する

「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、グループ全体の効率的な経営による収益力の向上と資本効率の向上を図りつつ、安定した配当を継続することにより、株主の皆様への利益還元に努めてまいりたいと考えております。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当社グループにおける当期の業績及び今後の事業展開などを総合的に勘案した結果、下記のとおりとさせていただきたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は368,912,400円となります。

これにより、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、1株につき20円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社グループの事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を表します）

現 行 定 款	変 更 案
（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～2. （条文省略） （新 設） <u>3. ～18.</u> （条文省略）	（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～2. （現行どおり） <u>3. 住宅の増改築および改修</u> <u>4. ～19.</u> （現行どおり）

以 上

(添付書類)

事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経済活動が制限され、景気が停滞し、感染収束の兆しは見えない中、先行き不透明な状況で推移いたしました。

住宅設備機器業界におきましては、感染拡大に伴う雇用・所得環境の悪化や消費者マインドの低下により、新設住宅着工やリフォーム需要は前年を下回る水準にて推移したものの、巣ごもり需要の影響もあり、第3四半期以降、リフォーム市場が回復の兆しを見せはじめました。

このような中、当社グループ（当社及び連結子会社をいう。以下同じ。）は、新型コロナウイルス感染症による業績への影響を最小限に抑えるべく、顧客接点の多様化や全社的な経費抑制活動など、様々な施策に注力してまいりました。

商品面では、2020年6月にコンパクトキッチン「コルティ」を、2020年9月には主力のシステムキッチン「STEDIA（ステディア）」をそれぞれリニューアルするなど、付加価値の高い商品を市場に提供してまいりました。

販売面では、大切な顧客接点であるショールームでの価値提供強化を図るため、福島、小牧の2ヶ所をリニューアルオープンいたしました。全国102ヶ所のショールームでは、事前来場予約の促進と感染防止策の徹底により、お客様が安心・安全に最新の商品を体感できるよう努めてまいりました。さらに、WEBコンテンツ「オンラインショールーム」の拡充を図り、インターネットを活用した情報発信も展開してまいりました。

また、当社の会員登録制組織「水まわり工房」加盟店等の流通パートナーと連携して『イエナカ充実フェア』等の各種イベントを開催し、需要の拡大、獲得に努めてまいりました。

生産面では、東西の生産拠点での生産性向上、VE活動を推進し、原価低減に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高を部門別にみますと、厨房部門では、システムキッチン「CENTRO（セントロ）」は数量、金額とも減、「STEDIA（ステディア）」は数量、金額とも減、「ラクエラ」は数量、金額とも減となりました。この結果、厨房部門の売上高は前期比2.3%減の82,356百万円となりました。

浴槽・洗面部門では、システムバスルーム「アクリアバス」は数量、金額とも減、「ユアシス」は数量、金額とも減、洗面化粧台においては数量、金額とも増となりました。この結果、浴槽・洗面部門の売上高は前期比7.2%減の14,816百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、前期比3.1%減の104,185百万円となりました。利益面では営業利益は同4.6%増の2,614百万円、経常利益は同6.6%増の2,714百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は同19.2%増の1,746百万円となりました。

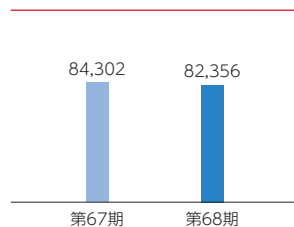
企業集団の事業部門別売上高

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第67期 (2020年3月期)		第68期 (当連結会計年度) (2021年3月期)		前連結会計年度比
	売上高	構成比	売上高	構成比	
厨房部門	84,302	78.4%	82,356	79.1%	97.7%
浴槽・洗面部門	15,973	14.9	14,816	14.2	92.8
その他	7,250	6.7	7,013	6.7	96.7
合計	107,525	100.0	104,185	100.0	96.9

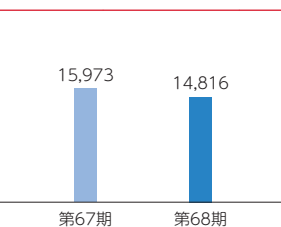
■ 厨房部門

売上高 **823億円**



■ 浴槽・洗面部門

売上高 **148億円**



連結業績

(単位：百万円)

業績項目	第67期 (2020年3月期)	第68期 (当連結会計年度) (2021年3月期)	前連結会計年度比
売上高	107,525	104,185	△3.1%
営業利益	2,499	2,614	4.6%
経常利益	2,545	2,714	6.6%
親会社株主に帰属する当期純利益	1,465	1,746	19.2%

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は2,088百万円で、その主なものは次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

当社事務所・ショールーム	移転・改装	516百万円
当社湯本工場	生産設備の増強	147百万円
当社鹿島システム工場	生産設備の増強	142百万円
当社本社他	情報投資	565百万円

② 当連結会計年度において継続中の主要設備

当社生産部門他	情報投資	212百万円
---------	------	--------

(3) 資金調達の状況

特記すべき資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症の収束時期が見通せず、その影響により国内・世界経済ともに先行き不透明であり、依然として厳しい状況が続くものと予想されます。

住宅設備機器業界におきましても引き続き厳しい状況が予想されますが、巣ごもり需要やワクチン普及による経済活動の回復などにより、一部において緩やかに持ち直すことが期待されます。

このような中、当社グループはお客様、お取引先、従業員及びその家族の安全を最優先とし新型コロナウイルスの感染拡大防止を図りつつ、更なる顧客獲得に向け、状況の変化に対応した積極的な営業活動に努めてまいります。

また、新たな事業機会を捉えた政策を推進してまいります。中長期的には、以下の事業戦略を進めてまいります。

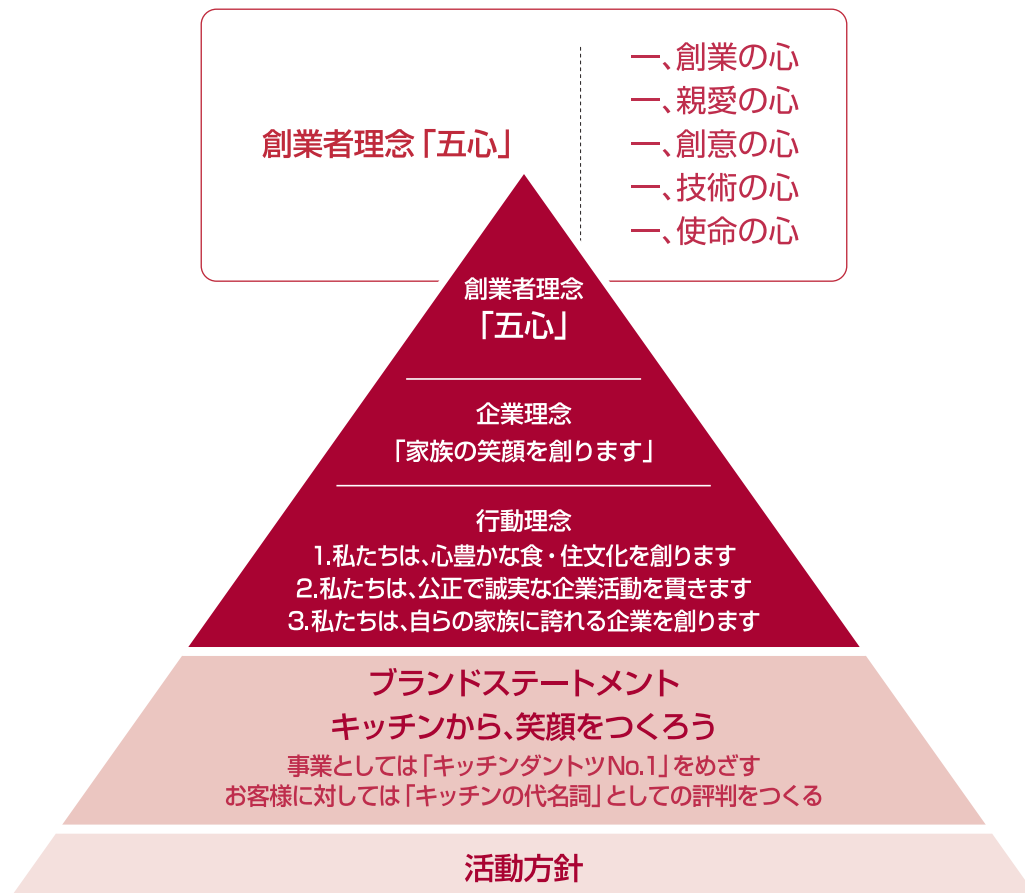
1. 既存事業の需要開拓、低収益からの転換
2. 新規事業による新たな顧客の創造
3. E S G / S D G s 視点での経営基盤の強化

上記の事業戦略に基づき、クリナップグループの強みをより一層発揮させ、「持続的な成長」の実現を目指して邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

ご参考

クリナップの企業理念



上記三つの理念（創業者理念・企業理念・行動理念）に根ざした強い人材・組織・事業を育成することにより、経営を強化／高度化し、“The Kitchen Company”を確立します。

ご参考

長期ビジョン

クリナップ サステナブルビジョン 2030 (CSV30)

『人と暮らしの未来を拓く』

私たちクリナップは、システムキッチンのパイオニアとして、新たな食住空間の可能性を広げ、創造し、世界中のすべての家族から選ばれ続ける企業となります。

■重点指針

1. キッチンメーカーとして新たな事業領域に挑戦し、安定した収益基盤をつくらせている
2. 顧客接点の多様化、デジタル化に対応し、より身近で選ばれ続ける存在になっている
3. 人財を活性化し、能力を最大限発揮できる職場づくりを実現できている
4. 持続可能な社会の実現に貢献できる会社になっている

<2030年度目標>

財務目標（連結）2020年度比売上高30%増、販管费率30%以下、営業利益3.5倍

非財務目標 2013年度比温室効果ガス50%削減、社員エンゲージメントを把握し公表

中期経営計画の基本方針と戦略

中期経営計画の基本方針

クリナップグループの強みを発揮し、「持続的な成長」を実現します

1. 既存事業の収益力向上 2. 事業領域の拡大 3. 成長のための経営基盤強化

財務目標（連結）売上高1,200億円、営業利益50億円、営業利益率4.2%

戦略1 既存事業の需要開拓、低収益からの転換

- 水まわり3品（キッチン、浴室、洗面）事業での安定した収益確保を目的に、主に、次の点に取り組む
 - ① 中高級品の販売力強化、システムバス販売の底上げ、リフォーム需要獲得
 - ② 水まわり3品事業で培ったノウハウを活かした、サービス、物流分野での外販ビジネスの拡大
 - ③ 生産変革、C P Sを核とした原価低減、間接業務の効率化、利益改善

戦略2 新規事業による新たな顧客の創造

- 中長期的な成長戦略として、新たな顧客の創造を目的に次の点に取り組む
 - ① 新商材やサービス、新チャネルについての施策を実行計画に展開
 - ② 海外事業戦略における3つのビジネスモデルを強力に推進

戦略3 ESG／SDGs視点での経営基盤の強化

- 持続可能な社会の実現に向けて、事業を通じ重要課題（E S G課題）の解決に取り組む

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第65期 (2018年3月期)	第66期 (2019年3月期)	第67期 (2020年3月期)	第68期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売上高 (百万円)	107,386	104,486	107,525	104,185
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	418	△376	2,545	2,714
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (百万円)	49	△704	1,465	1,746
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	1.34	△19.26	39.91	47.34
総資産 (百万円)	83,374	80,408	80,106	83,939
純資産 (百万円)	52,346	50,824	50,898	52,761
1株当たり純資産額 (円)	1,430.36	1,388.62	1,379.67	1,430.20
自己資本比率 (%)	62.8	63.2	63.5	62.9

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。ただし、発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。

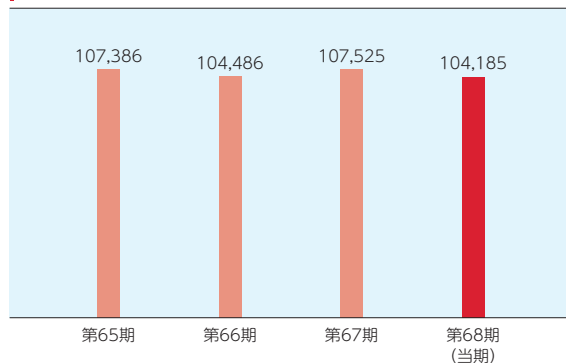
2. 「株式付与E S O P信託口」が所有する当社株式を、第65期、第66期及び第67期の1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
また、第65期及び第66期の1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

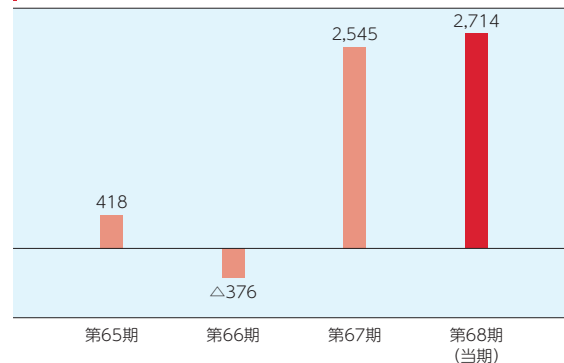
区 分 \ 期 別	第65期 (2018年3月期)	第66期 (2019年3月期)	第67期 (2020年3月期)	第68期 (当事業年度) (2021年3月期)
売上高 (百万円)	100,679	98,015	100,631	97,710
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	111	△511	2,119	2,274
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	459	△704	1,248	1,509
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	12.56	△19.26	34.01	40.93
総資産 (百万円)	80,094	77,530	76,897	80,273
純資産 (百万円)	50,365	48,731	49,303	50,597
1株当たり純資産額 (円)	1,376.21	1,331.41	1,336.45	1,371.53
自己資本比率 (%)	62.9	62.9	64.1	63.0

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。ただし、発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。
2. 「株式付与E S O P信託口」が所有する当社株式を、第65期、第66期及び第67期の1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、第65期及び第66期の1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

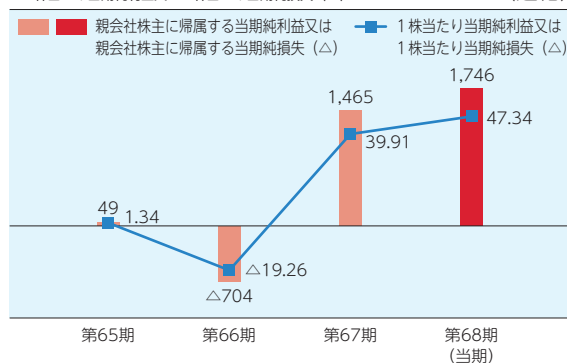
売上高 (百万円) (連結)



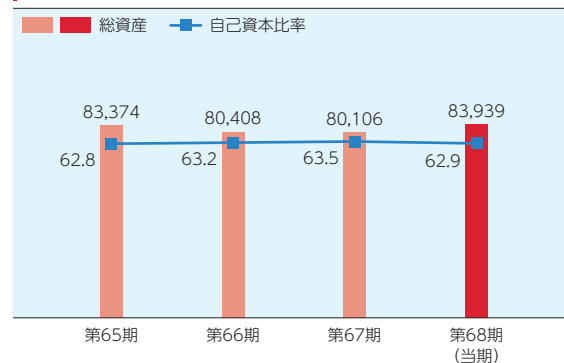
経常利益又は経常損失 (△) (百万円) (連結)



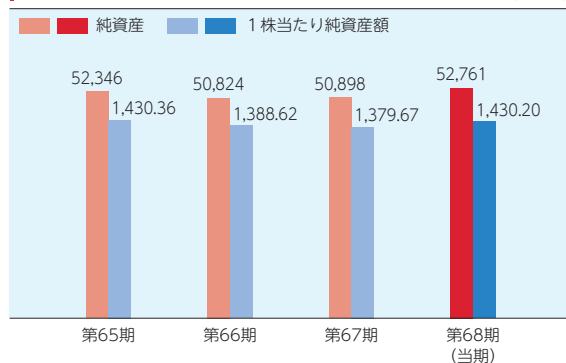
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円) / 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円) (連結)



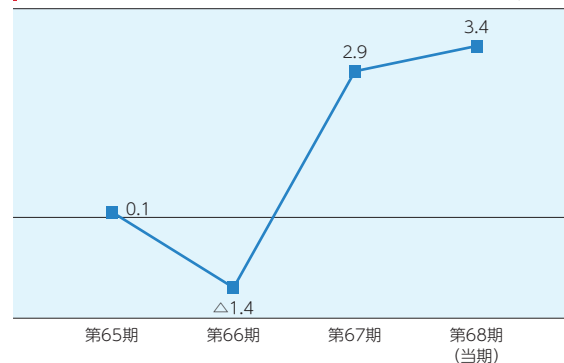
総資産 (百万円) / 自己資本比率 (%) (連結)



純資産 (百万円) / 1株当たり純資産額 (円) (連結)



ROE (%) (連結)



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社クリナップステンレス加工センター	126百万円	100%	ステンレス素材の切断、着色加工及び販売
井上興産株式会社	10	100	建材及びステンレス鋼材の販売
クリナップロジスティクス株式会社	50	100	利用運送事業、運送及び倉庫業
クリナップテクノサービス株式会社	87	100	厨房・浴槽・洗面機器の施工及びアフターサービス
クリナップキャリアサービス株式会社	100	100	人材派遣業及び介護事業
クリナップハートフル株式会社	25	100	事務受託事業
クリナップソリューション株式会社	25	100	コンピュータソフトウェアの開発及び販売、人材派遣業
可麗娜厨衛（上海）有限公司	320万米ドル	100	厨房・浴槽等の商品及び部品の販売
可麗必斯家具（瀋陽）有限公司	300万元	－	厨房・家具等の金属・樹脂部品の製造販売

（注）可麗必斯家具（瀋陽）有限公司は、可麗娜厨衛（上海）有限公司が100%出資しております。

(7) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

事業部門	事業の内容
厨房部門	厨房機器の製造、販売、施工、アフターサービス及びこれらに関連する事業
浴槽・洗面部門	浴槽・洗面機器の製造、販売、施工、アフターサービス及びこれらに関連する事業
その他	ステンレス素材の切断、着色加工及び販売、運送事業、人材派遣事業、介護事業、コンピュータソフトウェアの開発及び販売並びにこれらに関連する事業

(8) 主要な営業所及び工場（2021年3月31日現在）

① 当社

本社	東京都荒川区西日暮里6丁目22番22号			
営業拠点	北日本支社	宮城県仙台市	16営業所	17ショールーム
	東京支社	東京都千代田区	48営業所	35ショールーム
	中部支社	愛知県名古屋市	15営業所	12ショールーム
	関西支社	大阪府大阪市	31営業所	26ショールーム
	九州支店	福岡県福岡市	13営業所	12ショールーム
	香港支店	中華人民共和国		
	台湾支店	中華民国		
工場	四倉・鹿島システム・湯本・クレート・鹿島（いずれも福島県いわき市）			
	岡山（岡山県勝田郡勝央町）、津山（岡山県津山市）			

② 子会社

株式会社クリナップステンレス加工センター	福島県いわき市
井上興産株式会社	東京都荒川区
クリナップロジスティクス株式会社	東京都中央区
クリナップテクノサービス株式会社	埼玉県草加市
クリナップキャリアサービス株式会社	福島県いわき市
クリナップハートフル株式会社	東京都荒川区
クリナップソリューション株式会社	東京都荒川区
可麗娜厨衛（上海）有限公司	中華人民共和国
可麗必斯家具（瀋陽）有限公司	中華人民共和国

(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業部門等の名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
厨房、浴槽・洗面関連等（営業）	1,983名	+12名
厨房、浴槽・洗面関連等（生産）	955	△13
管理その他	516	△7
合計	3,454	△8

（注）1. 従業員数は就業人員であります。

2. 事業部門を兼務する従業員がほとんどのため、従業員数を部門別に表示しておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,896名	△8名	40.1才	16.0年

（注）従業員数は就業人員であります。

(10) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	2,083百万円
農林中央金庫	1,679
株式会社三井住友銀行	1,666
株式会社みずほ銀行	684

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき重要な事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 130,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 37,442,374株 (自己株式551,134株を含む)
- (3) 株主数 7,827名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社井上	8,609千株	23.3%
クリナップ真栄会	2,140	5.8
クリナップ共進会	1,974	5.3
株式会社タカヤス	1,829	4.9
クリナップ社員持株会	1,713	4.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,342	3.6
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	757	2.0
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	757	2.0
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	693	1.8
株式会社ミツウロコグループホールディングス	597	1.6

(注) 持株比率は、自己株式 (551,134株) を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項 (2021年3月31日現在)

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	井 上 強 一	
代表取締役 (社長執行役員)	竹 内 宏	営業部門管掌
取締役 (副社長執行役員)	小 島 輝 夫	法務・監査部担当 兼 人事部、情報システム部管掌
取締役 (専務執行役員)	山 田 雅 二	購買部、生産部門管掌
取締役 (専務執行役員)	大 竹 重 雄	C S 管理部、開発部門、リテール事業企画部管掌
取締役 (専務執行役員)	川 田 和 弘	経理部、経営企画部担当
取締役 (常務執行役員)	井 上 泰 延	総務部、海外営業部担当
取締役	川 崎 享	株式会社エム・アイ・ピー 代表取締役社長 株式会社リンガーハット 社外取締役
取締役	千代田 有 子	弁護士 株式会社 T B K 社外取締役
常勤監査役	山 根 康 正	
常勤監査役	島 崎 憲 夫	
監査役	新 谷 謙 一	弁護士
監査役	高 品 彰	公認会計士

- (注) 1. 取締役川崎享及び千代田有子の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役新谷謙一及び高品彰の両氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役山根康正氏は、長年にわたり当社経理部門で経理業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役高品彰氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 2020年6月25日開催の定時株主総会終結の時をもって、藤本眞一氏は監査役を退任いたしました。
6. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役又は社外監査役が、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2020年8月6日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について委員の過半数が社外役員（社外取締役及び社外監査役）で構成される任意の経営諮問委員会（以下経営諮問委員会という）の答申を受けております。

また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、経営諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

取締役の基本報酬は、金銭による固定報酬のみとし、会社の業績及び社会情勢を踏まえた上で、当人の業績貢献度、役割遂行度のほかインセンティブも考慮し、総合的に勘案してその額を決定し、月例で支払う。

b. 報酬等の決定の委任に関する事項

各取締役の具体的な基本報酬の額については、取締役会決議に基づき代表取締役にその決定を委任することができる。なお、代表取締役は、株主総会において承認を得た報酬等の範囲内において、経営諮問委員会の答申を得たうえで決定するものとする。

c. 上記のほか報酬等の決定に関する方針

会社業績が著しく低迷した場合、または社会的に責任を明らかにすべき事態が発生した場合などには、取締役会決議によって、各取締役報酬の一部返上をすることができる。

②. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	231 (8)	231 (8)	－ (－)	－ (－)	10 (2)
監査役 (うち社外監査役)	44 (10)	44 (10)	－ (－)	－ (－)	5 (2)
合計 (うち社外役員)	276 (19)	276 (19)	－ (－)	－ (－)	15 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、1990年6月28日開催の定時株主総会において月額40百万円以内（ただし、使用人分給とは含まない）と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、15名です。
2. 監査役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の定時株主総会において月額7百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
3. 取締役の報酬等の額には、2020年6月25日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。
4. 監査役の報酬等の額には、2020年6月25日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。
5. 取締役会は代表取締役に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。代表取締役である社長執行役員竹内宏が各取締役の最終評価を行い、担当を持たない代表取締役会長井上強一の客観的な助言を得て取締役の個人別報酬の額を決定しております。また、委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したことによります。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行取締役等との重要な兼職に関する事項

取締役川崎享氏は、株式会社エム・アイ・ピーの代表取締役社長であります。当社は同社との間に生産管理についてのコンサルティングに関する取引関係がありますが、当事業年度における取引額は、当社の当連結会計年度における販売費及び一般管理費の0.1%未満であり、特別な利害関係を生じさせる重要性はありません。

また、当社代表取締役会長である井上強一氏は、川崎享氏が代表取締役社長を務める株式会社エム・アイ・ピーの社外監査役であり、当社と同社とは役員の相互就任の関係となります。

② 他の法人等の社外役員等との重要な兼職に関する事項

取締役川崎享氏は、株式会社リンガーハットの社外取締役であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

取締役千代田有子氏は、株式会社ＴＢＫの社外取締役であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

③ 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行取締役等との親族関係

該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	川 崎 享	当事業年度中に開催した取締役会15回全てに出席いたしました。 主に企業経営者としての豊富な経験や幅広い見地から発言を行っており、特に企業経営全般に関する事項について、その経験、見地を活かし、適切な助言や監督を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、経営諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役	千代田 有 子	当事業年度中に開催した取締役会15回全てに出席いたしました。 主に弁護士としての豊富な経験や専門的な見地から発言を行っており、特に企業法務に関する事項について、その経験、見地を活かし、適切な助言や監督を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、経営諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外監査役	新 谷 謙 一	当事業年度中に開催した取締役会15回全てに出席し、また、当事業年度中に開催した監査役会15回全てに出席いたしました。 主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外監査役	高 品 彰	当事業年度中に開催した取締役会15回全てに出席し、また、当事業年度中に開催した監査役会15回全てに出席いたしました。 主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	32百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部門及び会計監査人から必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、前事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠、並びに当事業年度の会計監査人の監査計画の内容及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第399条第1項及び同条第2項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人に関し、以下のいずれかの事象が発生した場合には、検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

- ① 会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合
- ② 監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来す事態が生じた場合
- ③ 会計監査人の継続監査年数等を勘案し、解任又は不再任が妥当と判断した場合
- ④ 当社都合の場合

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合は、監査役全員一致の決議により、監査役会が会計監査人を解任いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議した内容及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

業務の適正を確保するための体制について取締役会で決議した内容

当社グループは、企業理念である「家族の笑顔を創ります」をはじめとする経営理念体系の実践により、企業価値の向上を図り、企業としての社会的責任を果たすため、当社グループの業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を以下のとおり定めております。

- (1) 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社グループは、「行動理念」を含む経営理念体系のもと、社内規程「行動基準」を定め、当社グループのすべての役員及び従業員はこれを遵守する。また、内部監査担当部門を中心に「行動基準」の浸透と実現に努める。
 - ② 当社グループは、「内部通報対応規程」を定め、内部通報制度による不正行為等の早期発見及び是正を図るとともに、通報者の保護を行う。
 - ③ 当社内部監査担当部門は、「内部監査規程」その他関連社内規程に基づき、監査役等と連携を図り、子会社を含めたグループ全体の監査を行い、その結果を被監査部門のみならず、関係部門並びに当社代表取締役及び当社監査役へ報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 当社グループは、「総括文書管理規程」その他関連規程を定め、当社及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報につき、適切に保存及び管理を行うとともに、秘密保持に努める。
 - ② 取締役及び監査役は、これらの情報を必要ときに閲覧できる。
- (3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社グループは、事業継続計画を策定し、危機の発生への速やかな事業継続体制を整備するとともに、当該事業継続計画に基づき、「危機管理規程」その他関連規程を定め、グループ全体の危機管理体制を整備する。
 - ② 各部門、各子会社に係る各種危機管理体制を整備し、リスクの把握、分析、対応策の検討を行い、予防に努める。また、リスクが実現した場合の対処につき整備する。

-
- (4) 当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社グループの中期経営計画を定め、それに基づき当社各部門及び子会社各社が策定した年度計画等を審査し、年度予算の配分を決定する。
 - ② 「取締役会規則」「組織運営規程」その他関連規程により、取締役の合理的な業務分掌、チェック機能を備えた権限、意思決定及び指揮命令系統を整備する。また、子会社においてもこれに準拠した体制を構築する。
 - ③ 執行役員制度を導入し、業務執行責任の明確化と迅速化を図るとともに、取締役会は執行役員の任命及び業務執行状況の監督を行う。
- (5) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項
- 「子会社管理規程」その他関連規程を定め、各子会社は、自社の事業の経過、財産の状況及びその他の重要な事項について、定期的に当社への報告を行うことを義務付ける。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査部門に属する使用人を配置する。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 前号の使用人の任命及び人事並びに監査部門の組織変更の最終決定は、監査役会の承認を必要とする。
 - ② 当該使用人は、他部門の使用人を兼務することができず、その指揮命令系統は監査役とする。
- (8) 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人が当社監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社グループの役員及び使用人は、当社監査役から業務執行について報告を求められた場合、又は当社グループに著しく影響を及ぼす重要事項、法令違反等の不正行為、重大な不当行為その他これに準ずる事実並びにそのおそれのある事実を知った場合には、遅滞なく当社監査役に報告することとする。
 - ② 当社内部監査担当部門は、「内部監査規程」により、当社監査役に監査状況等を定期的に報告する。
 - ③ 当社グループの内部通報担当部門は、当社監査役に内部通報の状況等について定期的に報告する。
 - ④ 当社グループは、上記の報告を行った役員及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止する。

- (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行につき、費用の前払い等を請求したときは、請求にかかる費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことはできない。

- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役が、取締役会の他、重要な会議に出席する等、代表取締役及び取締役並びに執行役員等と定期的に意見交換を行う機会を確保する。
- ② 監査役が重要会議の議事録及び稟議書等を常時閲覧できる体制を整備する。
- ③ 監査役は、代表取締役等と協議の上、特定の事項について、監査部門、経理部門その他の各部門に監査への協力を求めることができる。

- (11) 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応することとし、「行動基準」において、反社会的勢力との関わりを一切持たないことを定め、反社会的勢力の排除に向けて全社的に取り組むこととする。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記の基本方針に基づいて体制の整備を行っております。当事業年度におけるその運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスに対する取り組みについて

「行動基準」の周知徹底を図るため、行動基準ハンドブックをすべての取締役等及び使用人に配付しており、入社時の他、「行動基準」の改定時等、必要に応じた研修・教育の実施等を通じて、コンプライアンス意識の向上に取り組んでおります。

また、「内部通報対応規程」に基づき、内部通報の受付窓口を社内（コンプライアンス担当部門）と社外（外部の弁護士）に置く「クリナップホットライン」を運用しており、通報者の保護を徹底しつつ、通報情報を調査し問題を入手し是正に取り組んでおります。

(2) 損失の危険の管理に対する取り組みについて

自然災害等、経営に重大な損害や影響等を与える可能性のある不測の事態の発生に備え、事業継続計画書に基づき、その低減を図るべく推進しております。

また、「危機管理規程」その他関連規程に基づき、危機管理体制の確認を行っております。

(3) 取締役等の職務執行の効率性の確保に対する取り組みについて

当社取締役会は、2020年度、取締役会を15回開催し、法令又は定款に定める事項のほか、業務執行の決定及び業務執行の基本事項について代表取締役又は担当取締役並びに執行役員から報告を求め、職務の執行を監督しております。

また、執行役員会に取締役が出席し、中期経営計画、年度計画及び執行役員の業務執行の進捗状況について相互間の連携を図っております。

(4) 子会社管理に対する取り組みについて

「子会社管理規程」その他関連規程に基づき、子会社が当社の取締役会決議や社長承認を要する事項及び報告する事項を定め、適切な運用を行っております。

(5) 監査役監査の実効性確保に対する取り組みについて

当社監査役会は、2020年度、監査役会を15回開催し、監査方針や監査計画などの決定や各監査役の監査に関する重要な事項について各監査役との情報共有を図っております。

また、常勤監査役は、執行役員会をはじめとする社内の重要な会議に出席して当社グループの重要な情報の把握に努めております。そして、内部監査担当部門、子会社の監査役及び会計監査人との定期的会合、代表取締役との定期的会合などを行い、当社グループ全体の監査の充実を図っております。

（注）本事業報告中の記載金額、株数等は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	53,142
現金及び預金	21,861
受取手形及び売掛金	13,732
電子記録債権	12,748
有価証券	1,000
商品及び製品	1,537
仕掛品	179
原材料及び貯蔵品	1,110
その他	972
固定資産	30,797
有形固定資産	19,674
建物及び構築物	7,530
機械装置及び運搬具	2,922
工具、器具及び備品	860
土地	6,954
リース資産	1,347
建設仮勘定	58
無形固定資産	2,679
ソフトウェア	2,175
ソフトウェア仮勘定	374
その他	129
投資その他の資産	8,443
投資有価証券	5,583
退職給付に係る資産	306
繰延税金資産	226
その他	2,445
貸倒引当金	△118
資産合計	83,939

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	24,582
買掛金	6,509
電子記録債務	6,034
短期借入金	1,500
1年内返済予定の長期借入金	2,690
リース債務	169
未払金	4,440
未払法人税等	619
賞与引当金	1,220
資産除去債務	9
その他	1,388
固定負債	6,595
長期借入金	2,329
リース債務	1,177
役員退職慰労引当金	416
資産除去債務	400
繰延税金負債	321
その他	1,950
負債合計	31,178
(純資産の部)	
株主資本	50,769
資本金	13,267
資本剰余金	12,351
利益剰余金	25,570
自己株式	△419
その他の包括利益累計額	1,992
その他有価証券評価差額金	1,844
為替換算調整勘定	△11
退職給付に係る調整累計額	159
純資産合計	52,761
負債純資産合計	83,939

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		104,185
売上原価		68,695
売上総利益		35,489
販売費及び一般管理費		32,874
営業利益		2,614
営業外収益		
受取利息	19	
仕入割引	264	
その他	251	535
営業外費用		
支払利息	31	
売上割引	364	
その他	40	435
経常利益		2,714
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	21	
雇用調整助成金	141	
補助金収入	9	172
特別損失		
固定資産除売却損	47	
退職特別加算金	12	
減損損失	15	
固定資産圧縮損	0	
新型コロナウイルス感染症による損失	269	345
税金等調整前当期純利益		2,541
法人税、住民税及び事業税	600	
法人税等調整額	194	795
当期純利益		1,746
親会社株主に帰属する当期純利益		1,746

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	13,267	12,351	24,561	△419	49,760
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△737		△737
親会社株主に帰属する当期純利益			1,746		1,746
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	－	1,008	△0	1,008
当連結会計年度末残高	13,267	12,351	25,570	△419	50,769

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替 調整 勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	1,322	△21	△164	1,137	50,898
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△737
親会社株主に帰属する当期純利益					1,746
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）	521	9	323	855	855
当連結会計年度変動額合計	521	9	323	855	1,863
当連結会計年度末残高	1,844	△11	159	1,992	52,761

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	49,440
現金及び預金	19,172
受取手形	768
売掛金	12,403
電子記録債権	12,580
有価証券	1,000
商品及び製品	1,384
仕掛品	144
原材料及び貯蔵品	1,063
未収入金	529
その他	392
固定資産	30,833
有形固定資産	18,202
建物	6,323
構築物	269
機械及び装置	2,813
車両運搬具	12
工具、器具及び備品	837
土地	6,539
リース資産	1,347
建設仮勘定	58
無形固定資産	2,738
借地権	40
ソフトウェア	2,252
ソフトウェア仮勘定	364
その他	81
投資その他の資産	9,891
投資有価証券	5,576
関係会社株式	1,708
長期貸付金	205
長期前払費用	231
差入保証金	1,970
前払年金費用	158
その他	159
貸倒引当金	△118
資産合計	80,273

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	23,542
買掛金	6,373
電子記録債務	6,034
短期借入金	1,500
1年内返済予定の長期借入金	2,690
リース債務	169
未払金	4,150
未払法人税等	477
未払消費税等	560
未払費用	250
前受金	248
預り金	45
賞与引当金	1,032
資産除去債務	9
固定負債	6,134
長期借入金	2,329
リース債務	1,177
長期未払金	11
長期預り金	1,572
役員退職慰労引当金	416
資産除去債務	400
繰延税金負債	226
負債合計	29,676
(純資産の部)	
株主資本	48,753
資本金	13,267
資本剰余金	12,351
資本準備金	12,351
利益剰余金	23,553
利益準備金	1,077
その他利益剰余金	22,476
固定資産圧縮積立金	193
別途積立金	18,800
繰越利益剰余金	3,483
自己株式	△419
評価・換算差額等	1,844
その他有価証券評価差額金	1,844
純資産合計	50,597
負債純資産合計	80,273

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		97,710
売上原価		63,363
売上総利益		34,346
販売費及び一般管理費		32,387
営業利益		1,958
営業外収益		
受取利息及び配当金	319	
仕入割引	264	
その他	208	793
営業外費用		
支払利息	31	
売上割引	361	
その他	84	476
経常利益		2,274
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	21	
雇用調整助成金	113	134
特別損失		
固定資産除売却損	40	
退職特別加算金	7	
減損損失	15	
新型コロナウイルス感染症による損失	238	302
税引前当期純利益		2,106
法人税、住民税及び事業税	392	
法人税等調整額	204	596
当期純利益		1,509

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本 合 計
		資 本 準備金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金			利 益 剰余金 合 計		
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	13,267	12,351	12,351	1,077	198	18,800	2,706	22,781	△419	47,981
当期変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩し					△4		4	－		－
剰余金の配当							△737	△737		△737
当期純利益							1,509	1,509		1,509
自己株式の取得									△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	－	－	△4	－	776	772	△0	772
当期末残高	13,267	12,351	12,351	1,077	193	18,800	3,483	23,553	△419	48,753

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,322	1,322	49,303
当期変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩し			－
剰余金の配当			△737
当期純利益			1,509
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	521	521	521
当期変動額合計	521	521	1,293
当期末残高	1,844	1,844	50,597

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

フリナップ株式会社
取締役会御中

仰 星 監 査 法 人
東 京 事 務 所
指 定 社 員 公認会計士 川 崎 浩 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 小 川 聡 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フリナップ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フリナップ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

フリナップ株式会社
取締役会御中

仰 星 監 査 法 人
東 京 事 務 所

指 定 社 員 公認会計士 川 崎 浩 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 小 川 聡 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フリナップ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、法務・監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び仰星監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月18日

クリナップ株式会社 監査役会

常勤監査役 山 根 康 正 ㊞

常勤監査役 島 崎 憲 夫 ㊞

監 査 役 新 谷 謙 一 ㊞

監 査 役 高 品 彰 ㊞

注）監査役新谷謙一及び監査役高品彰は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図



サンパール荒川 大ホール

〒116-0002 東京都荒川区荒川1丁目1番1号

電話 03-3806-6531

交通：

都電荒川線：東京メトロ千代田線・京成線 町屋駅より都電荒川線乗換
三ノ輪橋方面 → 荒川区役所前下車 徒歩2分

都バス：JR日暮里駅東口より「里22」亀戸行き → 荒川区役所前下車 徒歩2分

JR西日暮里駅より「草63」浅草寿町行き → 荒川区役所前下車 徒歩2分

東京メトロ：日比谷線三ノ輪駅下車 南千住方面改札を出て明治通りを王子方面へ
徒歩12分（荒川警察署向い）

※駐車場のご用意はございません。バス、都電などの公共交通機関をご利用ください。